

令和8年度保健事業日程表への広告掲載募集要項

健康推進課では、来年度のがん検診・予防接種・乳幼児健診等日程表に有料広告の掲載を実施します。がん検診・予防接種・乳幼児健診等日程表は、岡谷市内全戸に配布され、大きな広告効果が期待できます。

そこで、広告を掲載していただける広告主を募集しますので、ふるってご応募ください。

募集内容

- 1 広告媒体 「令和8年度保健事業日程表」
 - ・年1回発行（全戸配布）
- 2 募集枠数と広告規格
 - ・日程表下部5枠
 - ・1枠 縦4cm×横8cm フルカラー
- 3 使用期間
 - ・令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）
- 4 広告掲載料
 - ・1枠 30,000円
- 5 広告掲載業種の制限
 - ・岡谷市広告掲載要綱及び岡谷市広告掲載基準要領により定められています。

（次ページをご覧ください。）

お申込み期間

令和8年1月5日（月）～1月30日（金）

お申込み方法

岡谷市印刷物に関する広告掲載申込書（様式第1号）に広告原稿を添えて申し込んでください。
デザインの書式等、特に制限はありません。（電子メディア等での提出も可）

広告主決定、通知、印刷等

- ・応募いただいた内容を市で審査し、掲載の可否を決定します。（必要に応じ岡谷市広告審査委員会の意見を聴く場合があります。）
- ・枠数を超える申込みがあったときは、抽選により決定します。
- ・広告掲載決定は岡谷市広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知します。

- ・広告掲載決定を受けた方（以下「広告主」という。）に広告料の支払通知書を送付しますので、期日までにお納めください。
- ・広告内容については、内容、デザイン等について事前に打合せをし、市で印刷発注を行います。
- ・次に該当するときは、広告掲載等の決定を取り消すことがあります。
 - イ 指定する日までに広告料を納めなかつたとき
 - ロ 広告の内容、デザイン等に関して事前に協議がないとき。
 - ハ 広告の掲載が適当でないと市長が判断したとき。
- ・前記ロ及びハにより広告の掲載を取り消されたときは、既に納められた広告料は還付しない場合があります。
- ・広告の内容、デザイン等に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。

広告申し込み、問合せ先

〒394-8510 岡谷市幸町8番1号 岡谷市役所

健康福祉部 健康推進課 保健予防担当 Tel 0266(23)4811 内線 1181

Fax 0266(23)4825

e-mail kenkou@city.okaya.lg.jp

○ 岡谷市広告掲載要綱【抜粋】
(広告の範囲等)

平成 18 年告示第 24 号

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体の掲載に係る基準等は、別に定める。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生及び再生手続中の事業者
- (3) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (4) その他市長が不適当であると認めるもの

○ 岡谷市広告掲載基準要領【抜粋】
(広告掲載の基本方針)

平成 18 年告示第 24 号

第2条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、信用性及び信頼性を持てるものでなければならない。

(広告掲載基準)

第3条 広告媒体に掲載することができない基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - ウ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - エ 法令で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び防止拡大の観点から適切でないものとして、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現、根拠のない表現又は誤解を招く表現のもの

イ 射幸心を著しくあおる表現のもの

ウ 求人広告又はこれに類するもので労働基準法等関係法令に反するもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適正でないものとして、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、広告内容に関連し必然性がある場合は、その都度適否を判断するものとする。

イ 暴力、犯罪又はわいせつ性を肯定し、助長し又は連想させるもの

ウ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(4) — (略) —

(5) その他市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

2 前項に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容、デザイン等に関する個別基準が必要な場合は、別に定める。